

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3346)
処分課（担当）名	大阪城パークマネジメント共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立大阪城音楽堂の入場制限
概要	大阪市立大阪城音楽堂使用にあたり、入場制限について示すものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市立音楽堂条例（昭和25年4月1日条例第34号）第5条 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	<p>◎次の各号のいずれかに該当するときは、入場を制限します。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼしもしくは他人の迷惑になる物品または動物の類を携帯する者</p> <p>○ 以下の場合、この号に該当するとみなされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為</li> <li>・ 著しい悪臭、異臭を発する物品を携帯する場合</li> </ul> <p>(2) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>○ 以下の項目を守らない場合、この号に該当するとみなされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可なく飲食物の提供、持ち込みはしないこと。</li> <li>・ 許可なく物品の販売、陳列をしないこと。</li> <li>・ 貼紙、くぎ打ちなどしないこと。</li> <li>・ 非常口、消火器具のまわりに物を置かないこと。</li> </ul> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより施設の实情に応じて入場を制限する場合があります。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市立音楽堂条例（抄）</li> <li>（入場の制限）</li> </ul> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、音楽堂への入場を断り、又は音楽堂から退場させることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</p> <p>(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認める者</p>
ホームページ	<a href="https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/">https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/</a>
備考	